

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第548号）

2021年5月14日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

産業政策

- [海南自由貿易港における貿易の自由化・利便化若干措置の推進に関する商務部等 20 部門の通知](#)（商務部等、4/26）
- [両用品輸出事業者による輸出管理コンプライアンス制度の構築に関する商務部の指導意見](#)（商務部、4/28）

金融政策

- [銀行保険機関許可証管理弁法](#)（中国銀行保険監督管理委員会、5/7）

財政政策

- [一部鉄鋼製品の関税調整に関する国务院関税税則委員会の公告](#)（財政部、4/27）
- [一部鉄鋼製品の輸出に係る税金還付廃止に関する公告](#)（財政部、4/28）

地方政策

- [『上海国際消費センター都市の建設加速、消費拡大・質向上の持続的促進に関する若干措置』の発表に関する通知](#)（上海市商務委員会、4/30）

■ 注目トピックス

商務部等 20 部門は 2021 年 4 月 26 日、海南自由貿易港における貨物・サービス貿易の自由化、利便化の促進を旨とする通達を公表し、28 項目の措置を打ち出しました。このうち貨物貿易関連が 13 項目、サービス貿易関連が 15 項目となり、2025 年までに段階的に導入される方針です。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

海南自由貿易港における貿易の自由化・利便化若干措置の推進に関する商務部等 20 部門の通知

(原文：商務部等 20 部門关于推进海南自由贸易港贸易自由化便利化若干措施的通知)

商自貿発 [2021] 58 号

商務部等 2021 年 4 月 26 日公布

【主要内容】

- 洋浦保税港区において原油や石油製品の輸出入を行う企業に対し資格及び枠の管理を実施しない。国内他地域への販売は輸出入とみなされ、関連規定を適用する
- 洋浦保税港区において輸入した砂糖を関税割当制度の適用対象としない。国内他地域への販売は、現行規定を適用する
- 国際船舶や洋浦港を中継港とし、国内外の海上輸送の両方を手掛ける国内船舶に対して、同船便に必要な燃料油を保税で提供することを可能とする
- 自動輸入許可証及び機電輸入許可証を廃止し、その管理権限を海南自由貿易港に移譲する
- 海南自由貿易港を中古車輸出業務の展開対象地域に追加する
- 海南自由貿易港における貿易摩擦の対応拠点・調整援助メカニズムを構築する
- 外資による「中国」や「中華」、「全国」、「国家」の名称を冠しない技術展の独自開催を認める
- 海南自由貿易港において技術貿易やフランチャイズなどを手掛ける事業者は届出手続きが不要となる
- オークション企業の設立に対する審査許可の廃止を模索する
- デジタル貿易や展示会、オンラインゲーム、アニメ・映画製作、観光客向けイベント、著作権の売買などの面におけるサービス貿易の発展を促す。国家文化輸出拠点などの建設を支援する
- サービス貿易を巡り外国地方政府と新たな国際提携メカニズムの構築を支援する

コメント：商務部等は、中共中央と國務院が昨年6月1日に発表した『海南自由貿易港建設総体方案』¹の方針に基づき、海南自由貿易港での貨物・サービス貿易の自由化・利便化に関する具体的な措置を打ち出し各部門の役割分担を明確にした。政府を挙げて海南自由貿易港における改革の一層の推進等に向けて取り組む姿勢を見せた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202104/20210403055191.shtml>

両用品輸出事業者による輸出管理コンプライアンス制度の構築に関する商務部の指導意見

(原文：商務部关于两用物项出口经营者建立出口管制内部合规机制的指导意见)

商務部公告 2021 年第 10 号

商務部 2021 年 4 月 28 日公布・実施

【主要内容】

- 商務部は全国人民代表大会が昨年10月発表した『輸出管理法』² (2020年12月1日より実施) などの方針に基づき、2007年第69号公告『両用品及び技術の輸出事業者における輸出管理に係る内部統制システムの確立に関する指導意見』の改訂版として本指導意見を策定した。これに伴い2007年第69号公告は廃止となる
- 軍民両用品（デュアルユース品）の輸出を手掛ける輸出事業者等による輸出管理コンプライアンス制度の構築を誘導するため、付属資料として『両用品輸出管理コンプライアンスガイドライン』を同時発表した
- 輸出管理に係るコンプライアンス制度の内容については、経営トップの声明や組織体制の構築、全面的なリスク評価、審査手続きの確立、緊急対策の制定、教育研修、コンプライアンス制度への監査、

¹ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 509 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

² その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 524 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0576-XF-0105.pdf>

資料・記録の保存、管理マニュアルの作成などが挙げられる

- 審査のポイントは主に以下7点が挙げられる
 - ① 取扱品目が輸出管理品目リストに記載されているか
 - ② 業務活動が輸出管理法などに適合するか
 - ③ 最終顧客の所在国が国連の制裁を受ける国または特定の国であるか
 - ④ 最終顧客と最終用途にリスクがあるか
 - ⑤ 最終用途の合理性
 - ⑥ 顧客の支払方法が商慣習に合っているか
 - ⑦ 輸送経路の妥当性など
- 商業用暗号化商品、有害化学物質の輸出入を手掛ける事業者、両用品の輸出に代理、輸送、発送、通関、サードパーティECプラットフォーム及び金融などのサービスを提供する事業者、両用品の研究開発、生産などを行う企業及び研究開発機関は本指導意見を参照し、相応のコンプライアンス制度を構築することが可能である

コメント：輸出管理法第5条では、当局は輸出管理ガイドラインを適時に発表し、輸出事業者による輸出管理コンプライアンス制度の構築・整備を誘導するとしていた。本指導意見の発表は新たな輸出管理制度の整備の一環である。2007年第69号公告に比べ、適用対象は両用品及び技術の輸出事業者から商業用暗号化商品、有害化学物質の輸出入を手掛ける事業者等まで拡大された。また、全面的なリスク評価や緊急対策の制定、コンプライアンス制度への監査に関する内容も追加された。関連企業のコンプラ業務上の負担を減らすため、実務指針となる『両用品輸出管理コンプライアンスガイドライン』が初めて発表された

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202104/20210403056267.shtml>

金融政策

銀行保険機関許可証管理弁法

(原文：銀行保险机构许可证管理办法)

中国銀行保險監督管理委員會令（2021年第3号）

中国銀行保險監督管理委員會 2021年5月7日公布、2021年7月1日実施

【主要内容】

- 本弁法でいう許可証とは中国銀行保險監督管理委員會（以下、CBIRC）が発行する銀行・保険機関の金融業務展開を認める法律文書を指す
- 許可証の発行や更新、取消などはCBIRC及びその出先機関により実施される。他の機関及び個人はその権限を行使してはならない
- 本弁法でいう許可証は、金融許可証、保険許可証と保険仲介許可証に分けられている
- 金融許可証は銀行や金融資産管理会社、信託会社、企業グループのファイナンスカンパニー、金融リース会社（ファイナンスリース業務を取り扱う金融機関）、自動車金融会社、マネーブローカー、消費者金融会社、銀行の理財会社、金融資産投資会社等のノンバンク及びその拠点に適用する
- 保険許可証は保険グループ（持株）会社、保険会社、保険資産管理会社等の保険機関及びその拠点に適用する
- 保険仲介許可証は保険代理グループ（持株）会社、保険ブローカーグループ（持株）会社、保険代理店、保険ブローカー等の保険仲介機関に適用する
- 許可証の記載内容を統一する。許可証の記載内容については機関コードや機関名称、事業内容、許可日、機関所在地、許可証の発行日、発行機関が挙げられる
- 許可証の申請・更新手続きや提出資料、CBIRC及びその出先機関の管理責任、許可証の捏造、譲渡、貸与などの不正行為への罰則も明記している
- 本弁法は2021年7月1日より実施する。『金融許可証管理弁法』（銀監会令2007年第8号改定）及び『保険許可証管理弁法』（保監会令2007年第1号）は廃止となる

コメント：弁法ではこれまで金融・保険機関に発行されていた複数種類の業務許可証を3種類に統合した。当局は一部金融機関において乱脈経営や有効な業務許可証を取得しないままの業務展開が行われている現

状を念頭に、許可証の管理権限及び責任を明確にした。CBIRCは今後、既存許可証から新規許可証への切り替えを展開していく

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=981958&itemId=928&generaltype=0>

財政政策

一部鉄鋼製品の関税調整に関する国务院関税税則委員会の公告

(原文：国务院关税税则委员会关于调整部分钢铁产品关税的公告)

税委会公告 [2021] 4号

財政部 2021年4月27日公布、2021年5月1日実施

【主要内容】

- 銑鉄、粗鋼、再生鉄鋼原料、クロム鉄等の輸入に対し、暫定関税率をゼロとする
- ケイ素鉄、クロム鉄、高純度銑鉄等の輸出に対する関税率（暫定）につき、それぞれ25%、20%、15%に引き上げる
- 上記の関税調整は2021年5月1日から実施する

コメント：鉄資源の輸入コストの低減や循環利用率の向上により、国内の粗鋼生産量及び鉄鋼業界のエネルギー消費の削減を支援し、海外鉄鉱石への依存脱却を目指す鉄鋼業界のモデル転換、質の高い発展を促進することが目的である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202104/t20210428_3694144.htm

一部鉄鋼製品の輸出に係る税金還付廃止に関する公告

(原文：关于取消部分钢铁产品出口退税的公告)

財政部 税務総局公告 2021年第16号

財政部 2021年4月28日公布、2021年5月1日実施

【主要内容】

- 2021年5月1日より、合金鋼粉末、冷間圧延鋼板、ステンレス鋼線など146品目の鉄鋼製品を対象に、輸出時の税金還付を廃止する
- 具体的な実行日は輸出申告書に記載された輸出日とする

コメント：中国鉄鋼工業協会によると、今年第1四半期、国内鋼材価格の高止まりが続いた。3月末時点の中国鋼材価格指数（GSPI）は136.28ポイントとなり、年初から9.4%、前年同期からは37.4%それぞれ上昇した。同会の屈秀麗副会長は「鉄鉱石や、鉄スクラップ、コークス、石炭等原材料価格の上昇など複数要因が鋼材価格を押し上げ、鉄鋼企業にとってマージンの下押し圧力になる」と指摘した。また先日、同会は再生鉄鋼原料の輸入拡大や、ハイエンド鉄鋼製品の輸出支援を呼びかけており、今回の関税調整策に加え、税金還付廃止措置も出されたことから、今後は付加価値の低い鉄鋼製品に大きな影響を与えることが予想されるものの、国内鉄鋼業界全体では省エネ化や高度化が進んでいくとみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210428_3694213.htm

『上海国際消費センター都市の建設加速、消費拡大・質向上の持続的促進に関する若干措置』の発表に関する通知

(原文：关于印发《关于加快建设上海国际消费中心城市 持续促进消费扩容提质的若干措施》的通知)

上海市商務委員会 2021年4月30日公布

【主要内容】

- 「六六ナイトライフフェア」、新商品世界初公開イベント、インポートフェアなどの消費促進活動の展開に注力する。長江デルタ地域における販促イベントの共同実施を支援する
- 有名ブランドによる旗艦店、体験型店舗の出店を支援する。輸入化粧品、アパレル製品の通関手続きなどを簡素化する
- 条件を満たす1号店のオープン、新発売や新商品のプロモーション活動に補助金を支給する
- 地元ブランド品のPR活動を強化し、マーケティング関連資源や資金の面でサポートする。老舗ブランドとECプラットフォームの連携、優良老舗企業の上場を後押しする
- 自動車やスマート家電、家具の買換えキャンペーン等を実施する。バス、タクシーへのEV車導入を拡大する
- ライブコマース、Eコマースを活用し、オフラインとオンラインを融合させた販促プロモーションの展開を支援する。デジタル人民元の応用試行を行う。外国人によるモバイル決済、海外発行カードの利用を便利にする
- 教育や、医療、エンターテインメント、観光サービスのオンラインでの実施や、無人配送、スマートストアなど新たな消費モデルを育成し、消費活動の知能化、利便化を向上させる
- 越境ECによる実店舗の設立を支援し、輸入商品の届出手続きを簡素化する。化粧品やペットフード、アパレル製品、ベビー用品の輸入を拡大する
- 物流インフラの整備に一層力を入れ、宅配ロッカーの配置を更に進める
- 金融機関による流通企業、特に零細企業や個人事業者へのサポート、無担保ローンの提供を支援する。消費者によるグリーン・スマート製品の購入に対する金融支援を強化する

コメント：上海市商務委員会は、地元の特徴に合わせ、老舗ブランドや優良輸入品、グリーン・スマート製品などの消費を底上げする措置を打ち出し、各部門の役割分担を明確にした。商務部は今年3月に『2021年の消費促進活動の着実な展開に関する通知』を発表し、各地の商務主管部門に対し、当地の2021年の消費促進活動方案・計画を報告するよう求めていた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210430/02aba927c5374f2f868903754a30a374.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。